



厚労省ヒアリングの様様

平成25年6月に障害者差別解消法が成立し、その施行に向け、平成27年2月には基本方針が閣議決定され、現在の行政機関や独立行政法人等においては策定が義務づけられている対応要領および対応指針について、各省庁による障害者団体への合同ヒアリングが以下の日程で実施されました。

対応要領、対応指針案は、内閣府が策定した内容をベースとし、相談体制

平成28年4月に施行される障害者差別解消法では、対応要領および対応指針の策定において、あらかじめ障害者やその関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬことが定められていることから、日身連はじめ11障害関係団体、事業者、有識者等のヒアリングが開催されました。

# 障害者差別解消法 対応要領案及び対応指針案に関する合同ヒアリング実施

# 日身連

発行所  
社会福祉法人  
日本身体障害者団体連合会  
(中央障害者社会参加推進センター)  
発行人 松井 逸朗  
東京都豊島区目白3丁目4の3  
テアダックビル4階  
TEL 03-3565-3399(代)  
FAX 03-3565-3349  
http://www.nissinren.or.jp  
Japanese Federation of  
Organizations of the  
Disabled Persons (JFOD)  
年間購読料 正会員1部 300円  
非会員1部 1000円

に関する条項の一部の直しにとどまる省庁が多いことから、日身連や多くの障害者団体からは独自性がないことはいかなるものか、具体性に欠けるといった指摘が上がりました。

一方、厚生労働省では、今回のヒアリングのほかにも事業者向けの対応指針案を中心としたヒアリングを開催し、事業者の研修テキストやヘルパーに对应、また、同法の普及啓発も兼ねられるガイドラインという観点から具体的な対応事例や関連情報をコラムという形で挿入した対応指針案を示しました。また、文部科学省では、今回のヒアリ

## 平成27年度日身連要望事項 各省庁からの回答まとめ

各ブロックよりいただいた要望事項、ならびに障害者差別解消法に基づく対応要領・対応指針に関する要望事項については、本年5月に関係機関を介して国に提出していましたが、今回、各省庁からの文書による回答をとりまとめましたので、冊子「平成27年度日身連要望事項回答文書」として、加盟団体や関係機関等に配布しました。

今年度の要望事項は、各ブロックよりいただいた内容を整理した26項目(厚労省12、内閣府3、国交省5、総務省1、文科省2、警察庁2、財務省1)にわたるものと、障害者差別解消法の施行に向けて各省庁で進められている対応

に先駆け、対応指針案の検討等を行うために、障害者団体や識者、地方行政機関等を協力者メンバーとした会議を開催しています。

国土交通省については、この一連のヒアリングには入っていませんが、既に、4月から障害者団体、業界団体との意見交換を行い、業界分野ごとに具体事例を盛り込んだ対応指針案や対応要領案をとりまとめています。

ヒアリングを踏まえた各省庁の対応要領案および対応指針案は、パブリックコメントを経て、今年中にまとめる予定です。